

第三次 筑紫野市 地域コミュニティ基本計画

令和7年3月
筑紫野市



第三次筑紫野市地域コミュニティ基本計画の策定にあたって



筑紫野市は、平成 28 年に「(第一次) 筑紫野市地域コミュニティ基本計画」の策定や「筑紫野市コミュニティパートナーシップ協定」の締結を行い、地域コミュニティの構築に関する基本的な方向性を示しながら、コミュニティ運営協議会の活動拠点であるコミュニティセンターの整備や地域コミュニティづくり交付金の創設など各種支援を行い、計画的にコミュニティ政策を進めてきました。

パートナーシップ協定が結ばれてから今年で 10 年目を迎え、この間、地域の皆さまのご尽力の甲斐あって、地域の実情や課題を踏まえた特色のある取り組みが数多く展開されてきました。

また、急速に進む少子高齢化を背景に、地域包括ケアシステムによる介護予防、生活支援やコミュニティ・スクールによる地域とともにある学校づくりなど、地域コミュニティの重要性は今後ますます大きくなるものと見込まれます。

この第三次筑紫野市地域コミュニティ基本計画は、コミュニティ活動に係る人材不足が課題として顕在化している中、多様化する地域課題の解決に向けて、地域自らで解決する「地域コミュニティによるまちづくり」の取り組みを更に推進するため、市とコミュニティ運営協議会がなお一層の連携、協力を図るとともに、地域コミュニティに対する市の支援制度や事業について基本的な考え方を示すものです。

本計画に基づき、主体的かつ持続可能な地域コミュニティによる安全で安心なまちづくりに繋げてまいりたいと考えております。

本計画策定に当たって、ご協力いただきましたコミュニティ運営協議会の皆様をはじめ、貴重なご意見ご提案をいただきました市民・関係機関・団体の皆様に心からお礼を申し上げますとともに、今後も地域コミュニティづくりの推進に向けてご理解ご協力賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 3 月

筑紫野市長 平 井 一 三

目 次

序 第三次筑紫野市地域コミュニティ基本計画の目的と策定体制

1. 地域コミュニティの定義	2
2. 第三次筑紫野市地域コミュニティ基本計画の目的と位置づけ	3
3. 第三次基本計画の期間	4
4. 第三次基本計画策定の手順	4

I 筑紫野市の地域コミュニティ

1. 地域コミュニティ施策の経緯	6
2. コミュニティ運営協議会の性格と位置づけ	11
3. 第二次基本計画の評価	13

II 各コミュニティの現状

1. コミュニティ運営協議会の現状	16
2. 各コミュニティの現状	17
3. コミュニティ運営協議会ヒアリング	25

III 第三次基本計画の概要

1. 地域コミュニティの将来ビジョン	28
2. 第三次基本計画の成果指標と目標数値	30

IV 地域コミュニティ施策

1. 施策の体系	32
2. 施策の概要	33
3. 施策の推進に向けて	48

V 参考資料

筑紫野市パートナーシップ協定書	50
-----------------	----

序 第三次筑紫野市地域コミュニティ基本計画の目的と策定体制

1. 地域コミュニティの定義

我が国では、高齢化や少子化の進行に加え人口減少が進んでおり、また、都市化の進展や交通網の発達等による生活圏の拡大、人々の価値観の多様化など、私たちの暮らしのあり方が変化する中、安全安心のまちづくりや地域における支え合いの基盤、子育て支援の場など、さまざまな地域課題の解決に向けて地域の役割が期待されています。

このような中、筑紫野市では地域コミュニティづくりに向けた基本的な考え方をまとめるため、平成 21 年 3 月に「第一次筑紫野市地域コミュニティ基本構想（以下、基本構想）」を策定しました。社会情勢や地域コミュニティを取り巻く環境の変化により、基本構想を見直し、令和 7 年 3 月に「第二次筑紫野市地域コミュニティ基本構想（以下、第二次基本構想）」を策定しました。

一般的に、「コミュニティ」とは、「集団」あるいは「共同体」などと訳されます。

地域での生活に関わる自治会や隣組は地域のつながり、いわば「地縁」によるコミュニティです。

また、高齢者見守り、子育て、防犯といったテーマによる集団もコミュニティと言えます。

「コミュニティ」とは、要約すれば「共通の目的のために協力して活動を行う人々の集団」と言えます。

筑紫野市では、地域コミュニティを次のように定義しています。

自治会・町内会等をはじめとする地縁団体や、まちづくり・子育て・防犯を推進する目的を持つ機能団体が、それぞれの特性を生かしながら、様々な地域の課題に取り組み、安全で安心なまちづくりを目指す地域社会

■ 第二次基本構想の概要

望ましいコミュニティの姿

- ① コミュニティ運営協議会を中心に、市民・自治会・団体が互いに自立し、連携しあう地域コミュニティ
- ② 情報交換、多世代交流、異業種交流が活発に行われている地域コミュニティ
- ③ 持続可能な組織によりまちづくりが推進される地域コミュニティ
- ④ 地域の問題や課題を地域全体で共有し、解決を目指して自発的・主体的に活動する地域コミュニティ

コミュニティづくりの方向性

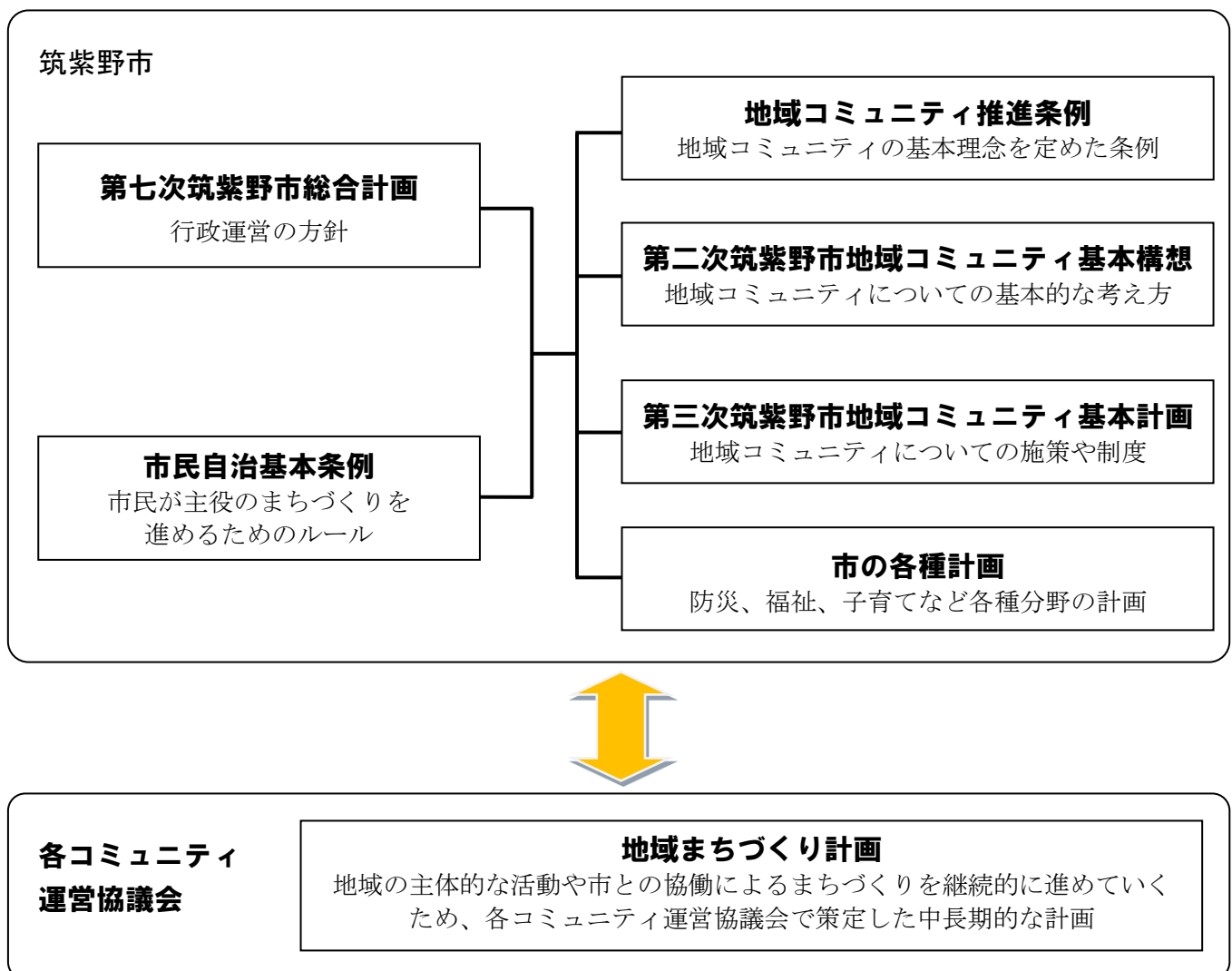
- (1) コミュニティ運営協議会と自治会・団体との関係
コミュニティ運営協議会を構成する自治会・団体等がそれぞれの役割を果たすとともに、コミュニティ運営協議会を自助・共助活動における地域の中心として、持続可能な地域コミュニティを維持していきます。
- (2) 本市が取り組む重点項目
 - ・コミュニティ運営協議会の自主運営支援
 - ・市とコミュニティ運営協議会の連携と協力
 - ・コミュニティセンターの活用
 - ・コミュニティ施策推進体制の整備

2. 第三次筑紫野市地域コミュニティ基本計画の目的と位置づけ

市のコミュニティ施策は、「地域コミュニティ推進条例」および「第二次筑紫野市地域コミュニティ基本計画（以下、第二次基本計画）」に基づき進めてきたところですが、第二次基本計画策定から5年が経過したことから、各施策の評価、現状分析や課題の抽出を行い、地域コミュニティづくりの方向性を確認する必要があります。

そこで、「第七次筑紫野市総合計画（以下、第七次総合計画）」、「市民自治基本条例」、「地域コミュニティ推進条例」を踏まえ、各コミュニティ運営協議会が主体的かつ活発に運営されるよう、現状での課題を整理し、今後必要となる市の支援制度や事業について基本的な考え方を示すことを目的に第二次基本計画の見直しを行い、第三次筑紫野市地域コミュニティ基本計画（以下、第三次基本計画）を策定しました。

■第三次基本計画の位置づけ



3. 第三次基本計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 14 年度とします。

ただし、社会情勢の変化やコミュニティ運営協議会の運営課題に応じた施策の推進、制度の創設により必要が生じた場合は、計画期間に関わらず、見直すものとします。

■基本計画の期間

年度	平成 28～令和元年度	令和 2～令和 6 年度	令和 7 年度～令和 14 年度
基本構想	第一次筑紫野市地域コミュニティ基本構想		第二次筑紫野市 地域コミュニティ基本構想
基本計画	第一次筑紫野市 地域コミュニティ基本計画	第二次筑紫野市 地域コミュニティ基本計画	第三次筑紫野市 地域コミュニティ基本計画

4. 第三次基本計画策定の手順

第三次基本計画の策定にあたっては、コミュニティ運営協議会へのヒアリングやアンケート、パブリックコメントなどを通じて地域コミュニティづくりの課題を整理するとともに、関係課へのヒアリングを基に計画の素案を作成し、庁議・部長会議へ諮りながら検討を行いました。

Ⅰ 筑紫野市の地域コミュニティ

1. 地域コミュニティ施策の経緯

筑紫野市では、昭和 51 年に策定した「第一次筑紫野市総合計画」において、コミュニティの区域を旧町村単位から小学校区単位に変更する（旧）コミュニティ構想を打ち出しました。

平成 18 年には「第四次筑紫野市総合計画」の審議会答申の付帯意見として地域コミュニティの再構築の検討を要請され、平成 21 年に市と地域とで協議して基本構想を策定し、地域コミュニティづくりに関する基本的な考え方や方向性を示しました。

この基本構想に基づき、平成 22 年度からは山家地域、御笠地域において地域コミュニティづくりのモデル事業が展開され、平成 26 年 12 月までには 7 つのコミュニティ区域において、地域の中核となる自治組織「コミュニティ運営協議会」が設立されました。

平成 28 年にはコミュニティ運営協議会の位置づけ、市とコミュニティの関係や市のコミュニティ運営協議会に対する支援策を明確にするため、「地域コミュニティ推進条例」の制定及び「第一次筑紫野市地域コミュニティ基本計画（以下、基本計画）」の策定を行いました。併せて、各コミュニティ運営協議会の活動が円滑に実施されるよう平成 28 年度より地域コミュニティづくり交付金制度を創設するとともに、市とコミュニティ運営協議会が対等なパートナーとして協働によるまちづくりを進めていくことを確認するため、パートナーシップ協定を締結しました。

市は、活動の原資となる交付金を拡充し、消防団や民生委員児童委員連合会等、関連団体の活動範囲とコミュニティ区域を揃えるなどコミュニティを中心としたまちづくりを進めていきました。

また、自立した組織運営を実現させるため、市は地域担当職員の配置やコミュニティセンター館長・主事による事業企画への連携、協力等の支援を行いつつ、防災部門や福祉部門、教育部門などの各所管とコミュニティ運営協議会が連携した事業の推進も行っています。

このような支援もあり、事務局の体制については、設立当初の会長をはじめとする役員の世代交代もありましたが、事務員の雇用により強化され、自立した協議会運営の実現につながっています。

また、各部会の活動においても防災や地域包括ケア、子育て支援など共通する地域課題を中心に、地域独自の特性に即した事業も展開されています。

しかし、各コミュニティ運営協議会で策定された地域まちづくり計画をもとに展開されてきた活動は、社会情勢の変化や新型コロナ感染拡大の影響などにより相次いで中止・縮小せざるを得なくなりました。このような事業の見直しは、市民のコミュニティ活動に対するモチベーションの低下や、コミュニティ運営協議会の活動に関する認知度の低下につながり、これらを回復することが今後のコミュニティづくりに必要となっています。

■地域コミュニティ施策の経緯

第一次筑紫野市総合計画(昭和 51 年) (旧) コミュニティ構想

市民参加を実現する最も基礎的で強力な母体がコミュニティであるとし、小学校区を単位とした新しいコミュニティを設定し、施設の整備を進めることを示しました。

コミュニティセンターの整備(平成 6 年～)

各コミュニティの拠点施設として、コミュニティセンターを建設しました。

- ①山家コミュニティセンター開館 (平成 6 年)
- ②山口コミュニティセンター開館 (平成 8 年)
- ③御笠コミュニティセンター開館 (平成 9 年)
- ④二日市コミュニティセンター開館 (平成 9 年)
- ⑤筑紫南コミュニティセンター開館 (平成 15 年)

第四次筑紫野市総合計画(平成 18 年)

審議会答申の附帯意見において、「コミュニティの単位が昭和 30 年の合併時の地区と小学校区とで混合していることから、まちづくりを推進するためにはコミュニティの再設定などを検討する必要がある」と要請されました。

筑紫野市地域コミュニティ基本構想(平成 21 年)

市と区長会とで協議し、今後の地域コミュニティづくりに向けた基本的な考え方として、次の方針を示しました。

- ① 7 つのコミュニティ区域を設定し、
- ②各区域に地域の中核となる自治組織を設立し、
- ③各コミュニティの拠点施設としてコミュニティセンターを整備する。

筑紫野市市民自治基本条例(平成 22 年制定、平成 23 年施行)

市と地域との協働において、それぞれの役割と関係性について整理するとともに、市民等は、地域コミュニティ活動を通じてお互いに助け合うとともに、地域の課題を共有し、その解決に向けて行動するよう努めることを示しました。

地域コミュニティモデル事業(平成 22 年度～平成 24 年度)

山家地域と御笠地域において、地域コミュニティづくりのモデル事業を実施し、区長会をはじめ各種団体の皆さんで学習会等を重ね、地域の中核となる自治組織が設立されました。

- ①山家コミュニティ運営協議会設立 (平成 23 年 6 月)
- ②御笠まちづくり振興会設立 (平成 25 年 6 月)

地域コミュニティづくり事業(平成 25 年度～)

山家地域と御笠地域を除く 5 地域において、区長会を中心に各種団体の皆さんで学習会等を重ね、地域の中核となる自治組織が設立されました。

- ①山口コミュニティ運営協議会設立 (平成 26 年 10 月)
- ②二日市コミュニティ運営協議会設立 (平成 26 年 12 月)
- ③二日市東コミュニティ運営協議会設立 (平成 26 年 12 月)
- ④筑紫よかまち協議会設立 (平成 26 年 12 月)
- ⑤筑紫南コミュニティ運営協議会設立 (平成 26 年 12 月)

活動の拠点となるコミュニティセンターを新たに整備しました。

- ①筑紫コミュニティセンター開館 (平成 26 年 7 月)
- ②二日市東コミュニティセンター開館 (平成 28 年 10 月)

コミュニティ支援職員の配置 (平成 27 年 4 月～令和元年度)

各コミュニティセンターに 1 人ずつコミュニティ運営協議会の活動を支援するための事務支援職員を配置しました。

コミュニティ連絡会議の設置 (平成 27 年度)

コミュニティ運営協議会間の情報共有を図るため、7 つのコミュニティ運営協議会の会長が出席するコミュニティ連絡会議を設置しました。(平成 28 年 1 月)

筑紫野市地域コミュニティ推進条例、筑紫野市地域コミュニティ基本計画 (平成 27 年度)

各コミュニティ運営協議会の活動が本格化することに伴い、コミュニティ運営協議会の位置づけ、市とコミュニティの関係や市の支援策を明確にするために条例の制定、基本計画の策定を行いました。(平成 28 年 3 月)

筑紫野市地域コミュニティづくり交付金制度 (平成 28 年度)

従来の補助金制度を見直し交付金制度とすることによって、各コミュニティ運営協議会の裁量の幅を広げ、より活動しやすい環境となるよう整備しました。

民生委員児童委員協議会の地区再編 (平成 28 年度)

中学校区ごとの 5 地区体制となっていた地区割りについて、コミュニティ区域を基礎とした地区体制の見直しが実施されました。

筑紫野市コミュニティパートナーシップ協定 (平成 28 年 7 月)

市と各コミュニティ運営協議会が対等なパートナーとして、協働によるまちづくりを進めていくことを確認するため、パートナーシップ協定の締結を行いました。

区長会の解散（平成 28 年度）

7つのコミュニティ運営協議会が設立したことに伴い、区長会が担っていた市と地域との情報伝達機能をコミュニティ運営協議会へ移行しました。

コミュニティ連絡会に名称変更（平成 29 年度）

コミュニティ連絡会議からコミュニティ連絡会に名称を変更しました。（平成 29 年 6 月）

消防団の地区再編（平成 30 年度）

旧 1 町 4 村の 5 つの地区割りとなっていた消防団について、コミュニティ区域に沿ったものとなるよう地区割りを再編しました。

御笠自治会バス事業の開始（平成 30 年度）

御笠まちづくり協議会が地域の交通課題を解決するため、御笠自治会バスの運行を開始しました。（平成 31 年 1 月）

地域まちづくり計画策定完了（令和元年度）

地域コミュニティ活動を継続的かつ計画的に実施するため、各コミュニティ運営協議会における中長期的な計画である「地域まちづくり計画」が策定されました。

- ①山家振興プラン（平成 28 年度）
- ②御笠まちづくり推進計画（平成 29 年度）
- ③筑紫南コミュニティまちづくり推進計画（平成 29 年度）
- ④二コ協まちづくり計画（平成 30 年度）
- ⑤山口まちづくり計画（平成 30 年度）
- ⑥筑紫よかまち協議会まちづくり計画（令和元年度）
- ⑦二日市東まちづくり計画（令和元年度）

自治公民館連絡協議会との一体化（令和元年度）

各公民館の事業の活性化や広範にわたり地域の人材発掘、人材育成を可能とするため、地区自公連をコミュニティ運営協議会内部に位置づけ、組織や予算の見直しを行うことで、コミュニティ運営協議会と自治公民館連絡協議会の一体化を図りました。

シニアクラブ連合会の地区再編（令和元年度）

会員間の互助活動だけでなく、コミュニティを通じて他の地域福祉団体と連携を深め、地域における共助社会づくりを目指すことを目的とし、地区割りをコミュニティ区域に合わせて再編しました。

第二次筑紫野市地域コミュニティ基本計画（令和２年３月）

７つのコミュニティ運営協議会が主体的かつ活発に運営されるよう、今後必要となる市の支援制度や事業について基本的な考え方を示すため、第二次基本計画を策定しました。



第六次筑紫野市総合計画（令和２年４月）

序論第４章「地域コミュニティの現状と地域まちづくり計画」において、コミュニティの現状と各コミュニティ運営協議会で策定した地域まちづくり計画の概要について掲載しました。



各地域コミュニティ事務局体制の確立（令和２年度）

コミュニティ支援職員の配置廃止に伴い、各コミュニティの組織化のため、各コミュニティにて事務局員の雇用を行うようになりました。



地域まちづくり計画の見直し(令和２年度～随時)

各コミュニティの目指す姿を実現させるために「まちづくり計画」を作成しています。それぞれ短期（３年以内）、中期（５年以内）、長期（１０年以内）にあたる期間に、事業の成果や現状をもとに計画の見直しを行っています。



７コミュニティ運営協議会福祉部合同会議の開催(令和４年２月８日)

７コミュニティの福祉部会会長が一堂に集まり、各コミュニティで実施している福祉関連の事業紹介をおこない、意見交換を定期的に行うようになりました。



筑紫野市制 50 周年記念事業への取り組み(令和４年度)

市制 50 周年に併せ、コミュニティ活動を盛り上げるために、各コミュニティの創意工夫により各事業が実施されました。



コミュニティ運営協議会事務局長の情報交換会の開始(令和４年４月 28 日)

各コミュニティ運営協議会の事務局長による情報交換会が定期的に行われるようになりました。



７コミュニティ運営協議会防犯防災部会情報交換会の開始(令和４年６月 18 日)

７コミュニティの防犯防災部会長が一堂に集まり、各コミュニティで実施している防犯防災関連の事業紹介を行い、意見交換を行いました。



二日市地域に新たなコミュニティ運営協議会を設立するための協議開始(令和６年５月 18 日)

３小学校区それぞれに新たにコミュニティ運営協議会を設立するための諸問題に取り組むため、協議を開始することが総会で承認されました。

2. コミュニティ運営協議会の性格と位置づけ

コミュニティ運営協議会は、地域コミュニティづくりを目的とする団体であり、地域住民や地域で活動する各種団体等によって構成されています。そのため少数の会員による相互扶助のための団体ではなく、地域における不特定多数の住民を対象として公共的な活動を行う「公共的団体」としての性格を有します。

また、コミュニティ運営協議会は、第二次基本構想における望ましい地域コミュニティの姿とコミュニティづくりの方向性を踏まえ、地域における自治の中核を担い、地域におけるさまざまな課題の解決にあたる組織として位置づけられます。

コミュニティ運営協議会の役割は、地縁団体(自治会)や機能団体(NPO・PTAなど)と連携し、相互に得意分野を活かしつつ、地域の課題に対応していくことです。

コミュニティ運営協議会では、少子高齢化などの問題に伴い、個別の自治会で対応できなくなった取り組みや、災害の激甚化・地域包括ケアなど地域が協力して取り組まなければならない課題に対して、地域の人材と資源を最大限活かし、解決に向けた活動を行っており、自助・共助を活動の本質としています。

そのうえで、公助による行政の取り組みに加え、市とコミュニティ運営協議会が連携、協力を行いながら、筑紫野市総合計画に掲げる目標の達成を目指していきます。

■コミュニティ運営協議会の役割

地域の防犯及び防災に関する活動

地域の環境美化及び保全に関する活動

地域の福祉の向上に関する活動

地域の青少年健全育成、人材育成及び教育に関する活動

その他地域コミュニティの推進に関する活動

■自治会の役割

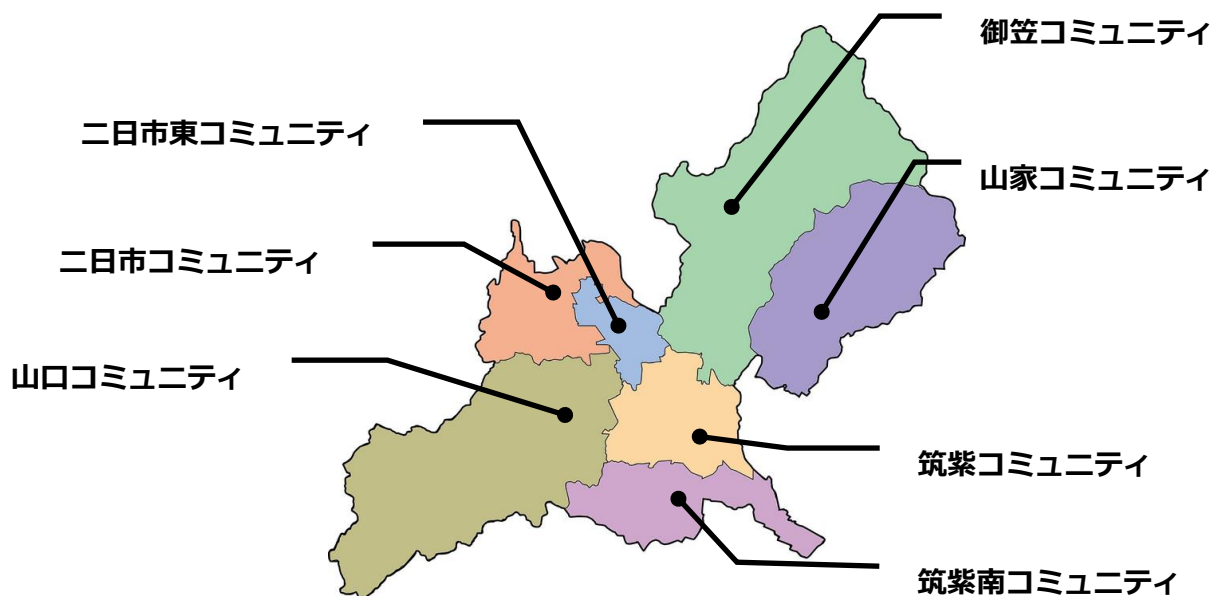
最小のコミュニティとして市民相互の絆づくり

自治会・隣組単位の防災の取り組み

孤立化を防ぐための普段の声掛けや見守り対策

■コミュニティ運営協議会の名称と設立年月日

■地域コミュニティ区域図



コミュニティ	コミュニティ運営協議会	小学校区	活動の拠点施設
二日市	二日市コミュニティ運営協議会 (平成 26 年 12 月 20 日設立)	天拝	二日市コミュニティセンター
		二日市	
		二日市北	
二日市東	二日市東コミュニティ運営協議会 (平成 26 年 12 月 14 日設立)	二日市東	二日市東コミュニティセンター
山口	山口コミュニティ運営協議会 (平成 26 年 10 月 5 日設立)	山口	山口コミュニティセンター
御笠	御笠まちづくり協議会 (平成 25 年 6 月 30 日設立)	吉木	御笠コミュニティセンター
		阿志岐	
山家	山家コミュニティ運営協議会 (平成 23 年 6 月 5 日設立)	山家	山家コミュニティセンター
筑紫	筑紫よかまち協議会 (平成 26 年 12 月 21 日設立)	筑紫	筑紫コミュニティセンター
筑紫南	筑紫南コミュニティ運営協議会 (平成 26 年 12 月 14 日設立)	原田	筑紫南コミュニティセンター
		筑紫東	

3. 第二次基本計画の評価

第二次基本計画では、令和2年度からの4年間でコミュニティ運営協議会における運営の定着期であることを踏まえ、持続可能な体制づくりとして、「事務局体制の確立」や重点活動である「防災・福祉・教育」をはじめとする様々な活動の定着への取組を行いました。さらに、事務局や防災・福祉の分野では7コミュニティによる情報交換の場が開かれるようになりました。

また、第六次総合計画の成果指標である、①市民と行政が互いに協力しあってまちづくりをしていると思う市民の割合、②地域活動に参加している市民の割合、③コミュニティ運営協議会の活動内容を知っている市民の割合、④コミュニティ運営協議会（組織）を知っている市民の割合について、その数値の向上を目指し取組を進めてきました。

そこで市は、平成26年12月までに設立された7つのコミュニティ運営協議会について、その組織基盤の強化や協働によるまちづくりを推進するため、各種支援を行ってきました。その支援の内容と成果については下表のとおりです。

令和元年度の現状と課題	分類	主な支援の内容	成果
事務局体制の維持	人的支援	・人材の発掘・育成支援 ・地域担当職員・コミュニティセンター館長・主事による支援	・事務局基盤の強化 ・各事務局での情報交換
活動拠点の維持	物的支援	・コミュニティセンターの維持管理 ・コミュニティセンター使用料の全額免除	・活動拠点の維持
財源の維持	財政支援	・交付金の見直し ・自主財源確保の推奨	・事業の活性化 ・組織運営の安定化
コミュニティ運営協議会及び活動の認知度不足	情報支援	・市広報等での情報発信 ・SNS発信などの技術支援	・テレビ・新聞などのメディアでの情報発信

これらの支援の結果、各コミュニティ運営協議会の役員等を対象に実施したアンケートでは、令和元年度調査に比べ令和5年度アンケート結果を比較すると多くのコミュニティにおいて、事務局の体制、役員会等の会議の運営状況、事業の実施状況、住民への広報活動、円滑な会計処理など、ほとんどの項目で評価が向上する結果となっています。

一方で事業については、令和2年度より感染が拡大した新型コロナウイルスの影響により、市民や役員のコミュニティ活動の機会が減少し、コミュニティ運営協議会に対する認知度が下がることとなりました。

令和3年度頃からは、「コロナ禍でもできる活動」を模索し始め、感染防止を徹底した中での活動や、オンラインによる活動など新たな取り組みも始め、令和4年度の筑紫野市制50周年に伴い実施したコミュニティ運営協議会関連事業では、コミュニティの力をアピールしつつ「コロナ禍だからこそ必要な活動」を数多く実施しました。

令和5年度は5月8日に新型コロナウイルスが2類から5類に移行され、日常の生活が戻りつつある中で、地域の取り組みを強化するため、数々の事業を復活させ、コミュニティ活動の再開につなげていきました。

新型コロナウイルス感染拡大によるコミュニティの混乱を乗り越え、令和5年度の活動実績を踏まえることで、これからの地域コミュニティの在り方をイメージしなおすことができると考えています。

II 各コミュニティの現状

1. コミュニティ運営協議会の現状

コミュニティ運営協議会の現状について、体制および事業の面から整理すると次のとおりです。

(1) 体制

コミュニティ運営協議会は、原則としてその区域内の自治会（行政区）等を基盤とするとともに、区域内において活動している各種団体等によって構成されています。区域内における自治会等がコミュニティ運営協議会を構成する基礎団体として明確に位置付けられ、また、地域内で活動する各種団体等が参画することによって、コミュニティ運営協議会を通じて地域の総意を形成できるような体制が築かれています。

各コミュニティ運営協議会の運営体制をみると、議決機関としては総会（代議員総会）、執行機関としては役員会、そして、「自治会長（区長）」と「部会の代表者」で構成される運営委員会があり、事業の実施機関としては部会があります。部会は、それぞれの地域の課題に応じて設置されたもので、4部会から6部会で組織されています。

また、組織設立以降、コミュニティに関する情報発信を行うため広報委員会の設置、平成28年度の区長会解散に伴う自治会長会の設置、令和元年度からのコミュニティ運営協議会と自治公民館連絡協議会の一体化に伴う公民館連絡会（自公連部会）の設置など、それぞれの地域において組織体制の見直しが行われています。

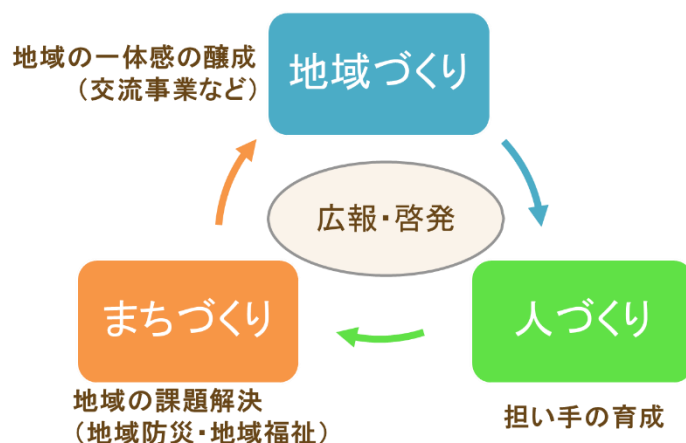
令和4年からは、事務局、防犯防災、福祉の活動についてコミュニティ間の情報交換を進めるために、事務局長、防犯防災部会、福祉部会による会議を始めました。

(2) 事業

コミュニティ運営協議会は、自治会をはじめとする各種団体が、それぞれの特性を活かしながら様々な地域の課題に取り組み、より安全で安心なまちづくりを行うことを目的としています。

各コミュニティ運営協議会では、それぞれの地域課題の解決に向けた事業が展開されているところです。こうした取り組みを通じて、コミュニティ活動への意識と認知度の向上を目指しつつ、地域活動を継続していくことにより参加者を増やし、地域の一体感を醸成するとともに、新たな担い手の発掘、育成に努めています。

また、このような取り組みを広げていくため、広報紙やホームページなどを活用して広報・啓発が行われています。



(3) 地域まちづくり計画

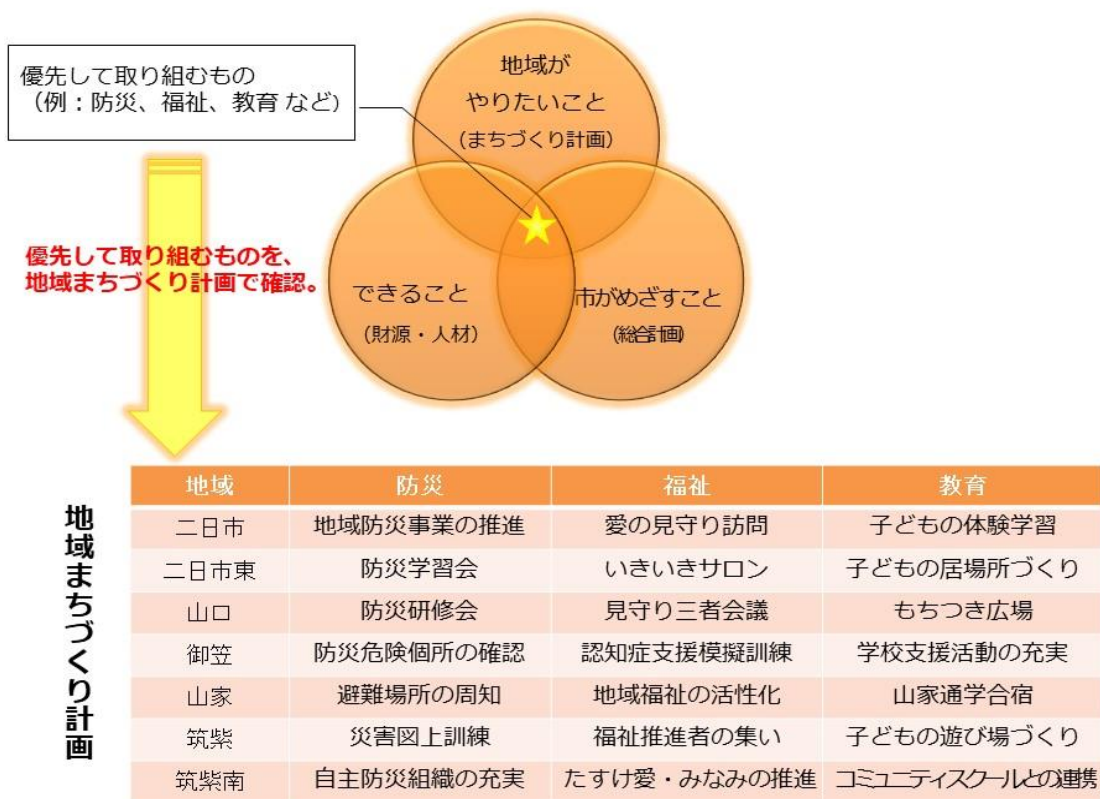
パートナーシップ協定により、安全安心なまちづくりにあたってコミュニティ運営協議会の役割が定められています。

各コミュニティ運営協議会では、具体的にどのようにまちづくりを進めていくか検討し、地域コミュニティ活動を継続的かつ計画的に実施するため、10年を計画期間とした地域まちづくり計画を策定しました。現在、それぞれの地域課題を確認しながら、計画に定めた方向性や目標を達成するため、各事業を実施しています。

○優先して取り組む事業の考え方

これまでに開催されたコミュニティ連絡会の中で、防災に関する取り組み、高齢者の見守り等の地域福祉に関する取組、学校との連携等の子どもに関する取組等が主に取り上げられてきました。

これを受け、各コミュニティの共通課題であると考えられる「防災」「福祉」「教育」を優先して取り組む事業として整理しています。



2. 各コミュニティの現状

各コミュニティの現状について、下記の項目に従い整理し掲載しています。

■地区の概況

各コミュニティ区域の特徴や令和6年3月末現在の人口、高齢化率、世帯数等。

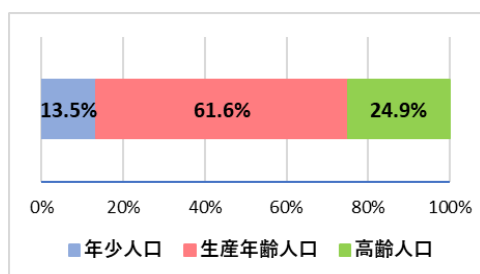
■主な活動内容

令和5年度に実施した各コミュニティ運営協議会の事業内容を記載。

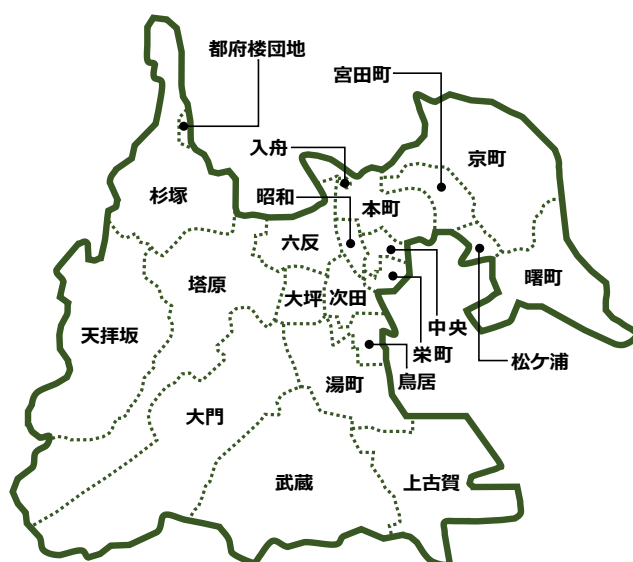
二日市コミュニティ運営協議会

■地区の概況

- ・二日市コミュニティは、本市の北西部に位置しています。JR・西鉄二日市駅には特急が停車し、駅周辺の市街地は人の往来が活発で、商店街をはじめとした商業施設、公共施設、医療機関が充実しています。
- ・二日市小学校、二日市北小学校、天拝小学校の区域(二日市コミュニティに属する行政区「都府楼団地」と「杉塚」の一部には、「水城西小学校（太宰府市）」の通学区域が含まれています。)、21行政区で構成されています。
- ・世帯数が7コミュニティの中で最も多いコミュニティです。
- ・マンションの立地・旧市街地・転出転入の入れ替わりが激しい地域となっており、天拝小・二日市小・二日市北小校区ごとのコミュニティ再編に向け、組織化を検討しています。



面積	7.25 km ²
世帯	14,719 世帯
人口	30,714 人
人口密度	4,236 人/km ²
行政区数	21 行政区



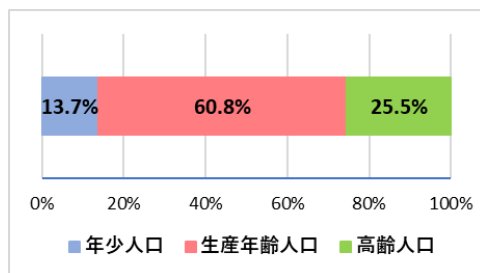
■主な活動内容

テーマ	内 容
防犯・防災	21 自治会青パト巡回、安全安心一斉パトロール、防災の基礎知識講座（中級編）ICT 勉強会、各校区防災備品の期限確認及び補充
福祉・健康	愛の見守り訪問、いきいきわくわくウォーキング、認知症サポーター養成講座健康福祉教室、らくらく介護体験講座
子ども	あいさつ運動、しごとを学ぶワークショップ、農業体験、赤ちゃんサロン天拝ホタルまつり
スポーツ	市民体育祭、モルック体験会、ソフトバレーボール大会
歴史・文化	日本遺産「西の都」ウォーキング、懐かしい街並み写真パネル作成
商工・農政	二日市イルミネーションパープルナイト、二日市温泉藤まつり、天拝山観月会
その他	ニコカフェ、塔原忠霊塔清掃・追悼、ニコニコ瓦版情報発信

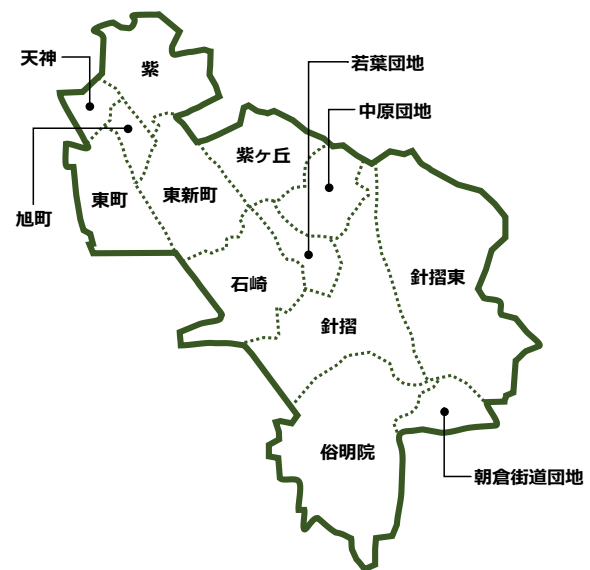
二日市東コミュニティ運営協議会

■地区の概況

- ・二日市東コミュニティは、本市の中央部に位置し、JR 天拝山駅や西鉄朝倉街道駅周辺は、商店街や大型商業施設、公共施設、医療機関などが充実しています。
- ・二日市東小学校の区域(二日市東コミュニティに属する行政区「東町」の一部には、「二日市小学校」の通学区域が含まれています。)、13 行政区で構成されています。
- ・人口 21,059 人、10,025 世帯で、高齢化率は 25.5%です。人口密度が7コミュニティの中で最も高いコミュニティです。
- ・山口コミュニティ・二日市コミュニティの一部が合併してできたコミュニティであり、二日市東小学校校区を軸にしたコミュニティです。



面積	2.92 km ²
世帯	10,025 世帯
人口	21,059 人
人口密度	7,212 人/km ²
行政区数	13 行政区



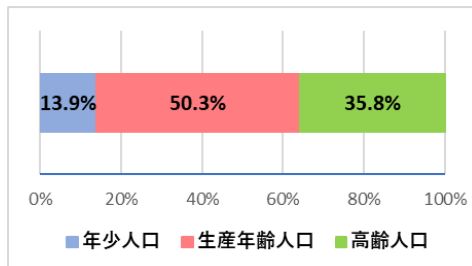
■主な活動内容

テーマ	内 容
防犯・防災	夜間パトロール、一斉パトロール、自主防災組織合同防災訓練、防犯標語募集 おやこでチャレンジ防災キャンプ、福岡市民防災センター視察
福祉・健康	地域ウォーキング、健康講話、いきいきサロン交流会 認知症サポーター養成講座、発酵食品の健康教室
子ども	絵手紙教室、門松づくり、平和集会、子育てサロン、ハロウィーンパーティ
スポーツ	二日市東小学校区市民体育祭、ペタンク大会
歴史・文化	二日市東コミュニティ文化祭、音楽と花のクリスマスコンサート
環境	花いっぱい運動、コンポスト講座
その他	クリスマスイルミネーション、「二日市東コミュニティだより」発行

山口コミュニティ運営協議会

■地区の概況

- 山口コミュニティは、本市の西部に位置しており、地域の東側は市内の中心部に隣接しています。JR 天拝山駅周辺には、大型商業施設や総合病院が立地しており、地域の西側には緑豊かな森林や田園風景が広がります。
- 山口小学校の区域、6行政区で構成され、7つのコミュニティの中で2番目に面積の広いコミュニティです。近隣住民どうしの交流が多く、地域と学校と協力して様々な取り組みが行われています。
- 人口 5,374 人、2,405 世帯、高齢化率 35.8%と7つのコミュニティの中で2番目に少ない人口と高齢化率になっており、人口の減少と団地の高齢化が著しい地域です。



面積	22.88 km ²
世帯	2,405 世帯
人口	5,374 人
人口密度	235 人/km ²
行政区数	6 行政区



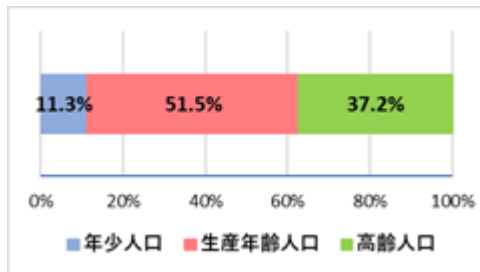
■主な活動内容

テーマ	内 容
防犯・防災	防犯・防災講座、水難訓練、避難訓練、公民館出張防災防犯講座 青色パトロール
福祉・健康	地域福祉リーダー養成講座、お花見ウォーキング
子ども	早朝ウォーキング、もちつき広場、山口小学校田植え・稲刈り体験
スポーツ	山口校区市民体育祭、グラウンドゴルフ大会、スポーツフェスタ
歴史・文化	コミュニティまつり、やまぐち歌謡祭、歴史探訪源流探し
環境	エヒメアヤメ見学会、やまぐちホテル観賞会、星空観察会、山口川河川清掃作業 ふれあい花いっぱい運動
その他	ふれあい味噌作り、生姜料理づくり、やまぐちコミュニティだより発行

御笠まちづくり協議会

■地区の概況

- ・御笠コミュニティは、本市の北東部に位置しています。地域の北側には、宝満山や三郡山などの山々があり、豊かな水資源に恵まれた美しい田園風景が広がります。
- ・吉木小学校、阿志岐小学校の区域、16行政区で構成され、7つのコミュニティの中で最も面積の広いコミュニティです。
- ・御笠まちづくり振興会からの歴史があり、行政区内に複数の団地(自治会)があるところもあり、自治会ごとにまとまり、活動をされているところもあります。
- ・人口 9,688 人、4,321 世帯で、高齢化率は 37.2%です。
- ・「住みやすい、住み続けたい、明るい御笠のまちづくり」をスローガンに、自治会バスの運行や地産地消の取り組みなど、他地域に比べ多方面にわたる取り組みが活発に行われています。



面積	24.89 km ²
世帯	4,321 世帯
人口	9,688 人
人口密度	389 人/km ²
行政区数	16 行政区



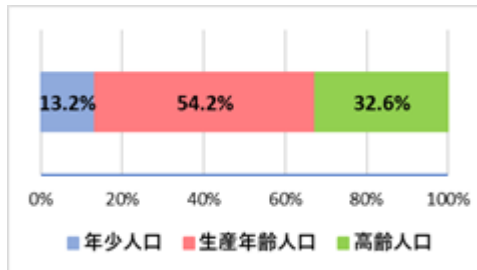
■主な活動内容

テーマ	内 容
防犯・防災	避難所運営訓練、防災講座、防犯講座、防災士資格取得支援 自然災害被害者追悼行事・防災学習会
福祉・健康	認知症サポーター養成講座、みかさまちサロン
子ども	夏休み交流事業、サツマイモ栽培体験、門松づくり、みかさっこルーム アンビシャス広場との連携、宝満川自然体験・学習会
スポーツ	御笠市民体育祭、ふれあい軽スポーツ大会、歩こう会
歴史・文化	御笠地区文化祭、音楽の夕べ、国史跡指定記念講演会、宝満登山事故回避講演会
環境	河川清掃、魚とり自然体験、宝満川散策地図作成
商工・農政	みかさの朝市、みかさの里支援、元気野菜園・農園実施活動 特産品の研究開発
その他	御笠自治会バスの運行、公民館なんでも講座、御笠まちづくり推進計画の見直し

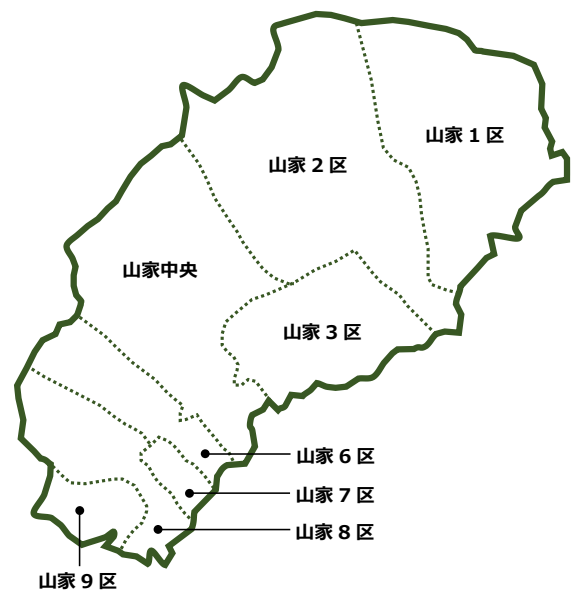
山家コミュニティ運営協議会

■地区の概況

- ・山家コミュニティは、本市の東部に位置し、森林と農地が多い自然豊かな地域となっています。地域内では国道 200 号の沿道に集落が形成されており、本市と筑豊地方を結ぶ JR 筑豊本線が通っています。
- ・「山家はひとつ」をスローガンに夏祭りや敬老会、スポーツフェスタなど、全自治会合同での活動が多くなされています。「山家よかよ～」といった災害時の助け合いや山家宿まつり、大鍋・小鍋の整備など歴史や自然を活かした取り組みから、通学合宿など小学校と連携した取りくみまで住民同士の距離の近い付き合いがうかがえます。
- ・山家小学校の区域、8 行政区で構成されています。
- ・人口 2,625 人、1,151 世帯で、高齢化率は 32.6% です。人口が 7 コミュニティの中で最も少ないコミュニティです。



面積	15.33 km ²
世帯	1,151 世帯
人口	2,625 人
人口密度	171 人/km ²
行政区数	8 行政区



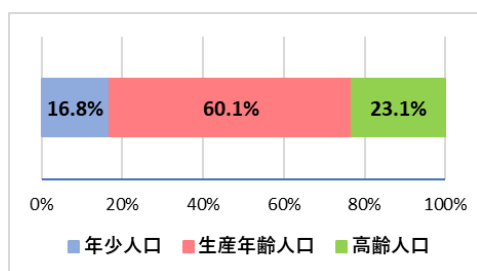
■主な活動内容

テーマ	内 容
防犯・防災	巡回パトロール、山家地区災害ボランティア「よかよ～」支援、防災士の養成 通学指導、備蓄用飲料・食料及び防災備品の確保、青色パトロール隊活動 6年生自転車安全教室
福祉・健康	敬老会、いきいきウォーク、年末見守り、いきいきサロン
子ども	山家通学合宿、あいさつ運動、山家成人式、山家シアター
スポーツ	山家地区市民体育祭、春季秋季スポーツフェスタ、山家フレッシュアップクラブ
歴史・文化	山家地区市民文化祭、山家宿まつり
環境	船頭木山林の活用、大鍋・小鍋の整備
その他	山家地区夏まつり

筑紫よかまち協議会

■地区の概況

- ・筑紫コミュニティは、本市の中央部に位置しています。近年、西鉄筑紫駅周辺の土地区画整理事業をはじめとした宅地開発が進み、人口が増加傾向となっています。地域内には商業施設や医療機関、宝満川沿いの農地、西側の森林などがあり、多様な土地利用が行われています。
- ・筑紫小学校の区域(筑紫コミュニティに属する行政区「永岡」の一部には、「二日市東小学校」の通学区域が含まれています。)、11行政区で構成されています。
- ・体育祭や夏祭りなど、自治会独自での取り組みも多く、自治会活動が活発なイメージです。
- ・人口 18,963 人、8,197 世帯で、高齢化率は 23.1%です。区画整理地への人口流入により人口増加が激しく、高齢化率も低い地域です。



面積	7.29 km ²
世帯	8,197 世帯
人口	18,963 人
人口密度	2,601 人/km ²
行政区数	11 行政区



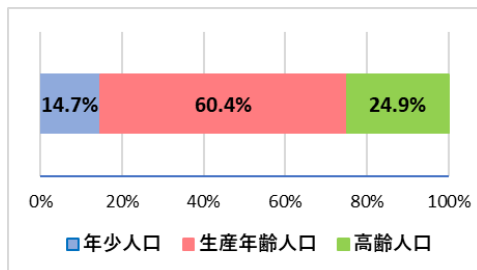
■主な活動内容

テーマ	内 容
防犯・防災	青色防犯パトロール、危険防止用看板の設置、非常食等の備蓄
福祉・健康	福祉推進者のつどい、歌声サロン、健康不安に関する講演 認知症に関する講演とサポーターの養成、健康教室、よかまち散策
子ども	ちくしっ子チャレンジ講座、人形劇、あそびの広場、こわいお話し会、カルタ大会
スポーツ	ボッチャ大会
歴史・文化	筑紫よかまち文化祭、よかまちコンサート、安西均献詩事業 長崎街道を歩こう
環境	宝満川河川敷の清掃、市道沿線花壇の花植え
その他	コミセン出前講座、よかまちかわら版発行

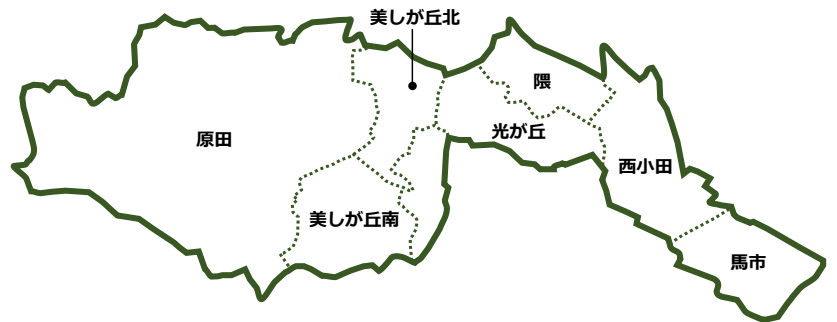
筑紫南コミュニティ運営協議会

■地区の概況

- ・筑紫南コミュニティは、本市の南部に位置しています。地域内では計画的な宅地開発による閑静な住宅街が形成されており、JR 原田駅周辺には商業施設や医療機関、西側には多目的グラウンドも備える「上原田公園」や緑豊かな森林、東側の宝満川沿いには広大な農地が広がっています。
- ・原田小学校、筑紫東小学校の区域であり、すべての子どもが筑紫野南中学校に行くことから、2小学校区でありながら、中学校区でまとまって活動しています。7行政区で構成されています。
- ・人口 18,028 人、7,345 世帯、高齢化率 24.9%と令和元年度と比べ高齢化率の上昇がみられます。
- ・たすけ愛みなみや見守り支援など福祉活動に積極的に取り組んでいる地域です。また、中学校と連携した取り組みや、新型コロナウイルス感染拡大時に、筑紫南エアまつりの開催など新しい取り組みを行うといった特徴があります。
- ・団地住民の高齢化に伴い、人口減少や空家の問題が課題となっています。



面積	7.17 km ²
世帯	7,345 世帯
人口	18,028 人
人口密度	2,514 人/km ²
行政区数	7 行政区



■主な活動内容

テーマ	内 容
防犯・防災	青色パトロール、救命講習会、防災講習会、防犯講習会、防災士会合 防災士の養成、消防・防災訓練
福祉・健康	暮らしのサポート講座、カフェみなみ、安心キットの設置、健康レクササイズ運動 たすけ愛・みなみ、食の重要性を学ぶ食改善講座、7 地区交流室内ペタンク大会
子ども	親子の広場ぴよぴよ、夏休み極上体験、こどもまつり、夏休みラジオ体操 学校等団体支援（お化け屋敷、門松づくり、人形劇）
スポーツ	彼岸花ウォーキング、モルック大会
歴史・文化	筑紫南コミュニティまつり、五郎山灯ろうまつり、風の音コンサート 歴史講演会
環境	花いっぱい運動
商工・農政	楽しい農業体験
その他	コミュニティだより発行、スマイルタウン通信発行

3. コミュニティ運営協議会ヒアリング

第二次基本計画の見直しを実施するにあたり、①現行の計画期間である4年間のコミュニティ施策の結果を分析すること、②各コミュニティ運営協議会の現状と課題を把握し今後必要となる市の支援のあり方を検討することを目的として、下記のとおりヒアリング調査を実施しました。

(1) 対 象

各コミュニティ運営協議会の役員会を対象として行いました。

(2) 実施時期

ヒアリングは下記の日程で行いました。

コミュニティ運営協議会	日程
二日市コミュニティ運営協議会	令和6年7月1日(月)
二日市東コミュニティ運営協議会	令和6年7月4日(木)
山口コミュニティ運営協議会	令和6年7月26日(月)
御笠まちづくり協議会	令和6年7月9日(火)
山家コミュニティ運営協議会	令和6年7月2日(火)
筑紫よかまち協議会	令和6年7月8日(月)
筑紫南コミュニティ運営協議会	令和6年6月24日(月)

(3) 進め方

- ・運営委員を対象として事前にアンケート調査を行い、その回答内容を集約のうえ会長及び事務局長を対象としたヒアリングを実施しました。

(4) ヒアリング項目

- ・組織体制(事務局・部会)
- ・各会議の運営(役員会・運営委員会・部会)
- ・事業の実施(全体事業・部会事業)
- ・財源
- ・会計
- ・広報
- ・他との連携(コミュニティセンター・他の地域)



■各コミュニティ運営協議会 ヒアリング結果

設問	主な意見
①事務局内で連携が図られているか？	・事務局内での情報共有は行われており、連携に問題ないと感じる。 ・人材不足で、交代要員に苦慮している。
②組織体制に問題がなく運営できているか？	・構成団体を見直しの上、確保する必要がある。 ・役員の成り手不足が問題となっており、持続可能な体制づくりが課題となっている。
③自治会（公民館含む）と情報交換できているか？	・毎月会議がなされており、情報共有はなされている。 ・公民館との連携が課題だと感じている。
④各種会議（実行委員会含む）は運営できているか？	・会議はおおむね問題なく行えている。 ・報告の場となっていることがあるので、事前に打ち合わせを行う等して、議論ができるような場づくりが重要だと思う。
⑤部会は機能しているか？	・各部会の事業は今のところ行えている。 ・役員と同様に、部会長及び部会員の成り手が不足しており、人材の育成が課題である。
⑥地域課題の解決の為に事業が実施できているか？	・地域全体を捉えて事業を行うことはできている。 ・行政区といった細かな地域の範囲での課題を把握できているかは疑問である。
⑦全体事業は実施できているか？	・事業計画に基づき実施し、しっかり振り返りできている ・事業によっては、見直しが必要だと考えている。
⑧部会事業の見直し、新規事業の立ち上げなどができているか？	・部会事業の振り返り、見直しは随時行っている。 ・現在の活動の定着を優先しており、新規事業の立ち上げはあまり行っていない。
⑨まちづくり計画に掲げた事業の進捗管理ができているか？	・おおむね計画に沿った事業が行えていると思う。 ・計画作成時から時間がたっているので、現状に合わせて見直しが必要だと思う。
⑩会計は処理できているか？	・問題なく処理が行えている。
⑪交付金以外の財源の確保をしているか？（地域の自主財源や補助金の確保）	・各行政区から負担金を徴収している。 ・助成金、補助金等目的に応じて財源の確保を行っている。
⑫住民への広報活動は十分にできているか？	・広報誌の発行を行っており、事業の周知やコミ協のPRを行っている。 ・ホームページやLINEを作成し、様々な世代に見てもらえるよう工夫している。
⑬ホームページなどは活用しているか？	・ホームページは随時更新できている。 ・どのくらい見てくれているのか、反応が気になる。
⑭コミュニティセンターと役割分担ができているか？	・コミュニティセンター職員と連携を取りながら、協力して事業に取り組んでいる。 ・役割分担の見直しが必要だと感じることもある。
⑮他の協議会と連携できているか？	・会長、事務局長、一部の部会では情報交換ができている。 ・情報交換までで、事業の連携までは行っていない。

Ⅲ 第三次基本計画の概要

1. 地域コミュニティの将来ビジョン

地域コミュニティの将来ビジョンについて、第七次総合計画における目指す姿を踏まえ、コミュニティ運営協議会の将来展望を次のように整理します。

(1) 第七次総合計画における将来都市像と地域コミュニティの位置づけ

第七次総合計画では、まちの魅力の維持、向上を図りつつ、多様化する市民のニーズや少子高齢化、公共施設の長寿命化等の課題に柔軟に対応し、市民が住みよさを実感できるまちづくりを進めていくとされており、実現するためには市民と地域コミュニティ、事業者、行政が互いを尊重し、適切な役割分担のもと、長期的な視点をもって、地域の課題の解消に向けた取り組みを進めることが必要です。このことから、本市のまちづくりの理念「人」と「自然」、そして「まち」の調和という基本理念を踏まえ、第七次総合計画における将来都市像は「ひとが輝き 自然が息づく 住み続けたい幸福実感都市」としています。

また、市は政策実現のためコミュニティ運営協議会やボランティア・NPO等の積極的な活動を継続して支援するほか、多くの市民がまちづくりに参画する機運の醸成を図り、地域住民を主体とした地域コミュニティによるまちづくりを推進することとしています。

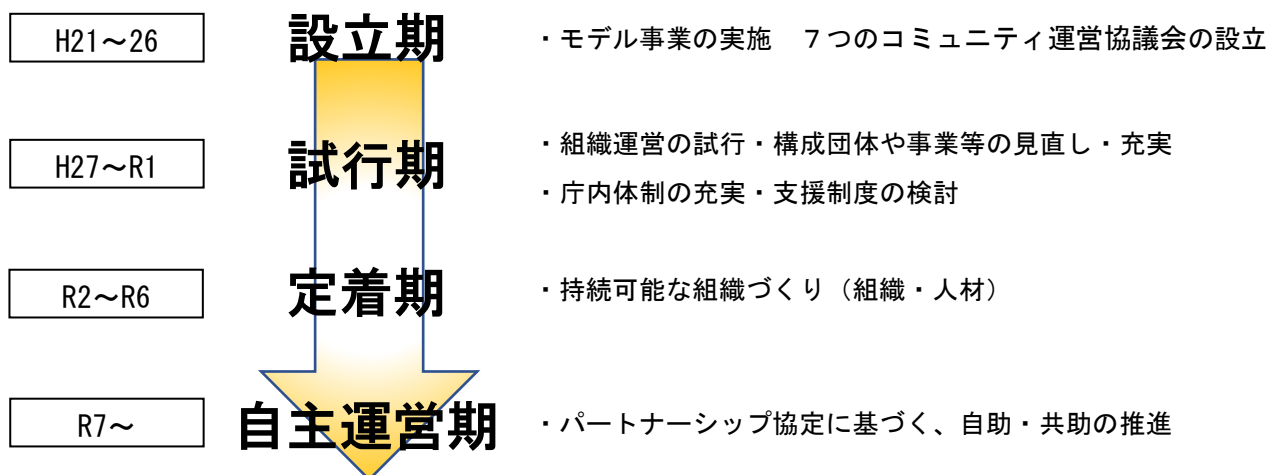
(2) コミュニティ運営協議会の将来展望

コミュニティ運営協議会の設立から10年が経過し、各コミュニティ運営協議会では地域課題に応じた様々な活動が行われるようになりましたが、一方で既存事業及びまちづくり計画の見直しが必要であるとの意見が出ています。

現在のコミュニティ運営協議会は定着期から自主運営期に達する過渡期の段階だといえます。定着期から自主運営期への移行にあたっては、以下の状況をイメージします。

- ・組織の新陳代謝を繰り返しつつも、安定した役員体制・事務局により活動が維持されている
- ・組織として協議会が安定して運営できるよう事務局長・事務局員が適切に事務処理を行えている
- ・部会活動が自立的、積極的に展開できるよう、地域の機能団体との関係が確立されている
- ・社会状況の変化に合わせて、新しい企画を自ら立案し、実現がなされている
- ・パートナーシップ協定に基づき、自助・共助が推進されている

■コミュニティ運営協議会の将来展望



■第七次総合計画における地域コミュニティ施策の位置づけ

■将来都市像

ひとが輝き 自然が息づく 住み続けたい幸福実感都市

■政策 7

政策実現のための市民目線の行財政運営

■政策の課題

地域コミュニティにおいては、それぞれの地域の課題や特性に応じた活動が進められていますが、今後の地域人口の減少や高齢化の進行等により、コミュニティ活動の担い手不足が懸念されています。

■政策の大綱

コミュニティ運営協議会やボランティア・NPO等の積極的な活動を継続して支援するほか、多くの市民がまちづくりに参画する機運の醸成を図り、地域住民を主体とした地域コミュニティによるまちづくりを推進します。

■施策

地域コミュニティによるまちづくり

(目指す姿)

地域住民が主体となり、地域課題の解決や地域の魅力を活かしたまちづくりが進められています。

■基本事業

地域コミュニティ活動の充実

(目指す姿)

地域コミュニティの活動が活性化し、地域の課題を地域自らで解決することができています。

2. 第三次基本計画の成果指標と目標数値

第七次総合計画に掲げる施策「地域コミュニティによるまちづくり」の目指す姿「地域住民が主体となり、地域課題の解決や地域の魅力を活かしたまちづくりが進められています。」を実現していくため、基本事業「地域コミュニティ活動の充実」の取組を進めていきます。

コミュニティ運営協議会の運営が定着期から自主運営期へ移行することを踏まえ、今後は安定した組織運営や事業活動の継続が重要です。

成果指標としては、第七次総合計画に合わせ、以下のとおりとします。

成果指標	平成 27 年 度	令和元年度	現状値(※) 令和 5 年度	目標値 令和 9 年度
①地域（コミュニティ・行政区等）において、まちづくりが進められていると思う市民の割合	—	67.2%	65.3%	73.3%
②地域の活動（コミュニティ・行政区等）に参加している市民の割合	60%	67.3%	61.2%	65.0%
③コミュニティ運営協議会を知っている市民の割合	43%	56.6%	53.0%	60.0%

- ①防災や地域包括ケア等、市民の生活に直結する課題に対し、コミュニティ運営協議会を中心として地域の活動を促進し、地域によるまちづくりが進められている実感が得られるよう支援します。
- ②一人でも多くの市民が地域の活動に参加し、地域コミュニティの人材の発掘につながるよう支援します。
- ③コミュニティ運営協議会の活動を知ってもらうために、継続してコミュニティ運営協議会の活動の広報を支援します。

※注 成果指標の現状値は、令和 5 年 5 月に実施した「まちづくりアンケート」によるものです。
18 才以上の市民 3,000 人を対象とし、回収率は 48.4%となっています。
成果指標①は、令和元年度から新たに設定した指標です。

Ⅳ 地域コミュニティ施策

1. 施策の体系

地域コミュニティの将来ビジョンの実現に向けて、地域コミュニティ施策の体系を次のとおり整理します。

施策	市の取組
1. コミュニティ運営協議会の組織体制の確立	(1) 各種団体との連携 (2) 人材の発掘と担い手の育成 (3) 事務局体制の強化
2. コミュニティ運営協議会の自主運営の促進	(1) コミュニティセンターの役割の整理 (2) 地域まちづくり計画の推進 (3) 財源の充実と効果的な運営
3. 協働事業の実施	○ 市と地域が協働で行っていく取組
4. 地域と市との連携	(1) 行政窓口の整理 (2) コミュニティ運営協議会相互の情報交換
5. 広報・啓発の促進	(1) コミュニティ運営協議会に対する認知度の向上 (2) 職員の意識啓発
6. コミュニティ区域の再編	○ 二日市コミュニティの再編

2. 施策の概要

コミュニティ運営協議会へのヒアリングによって明らかになった【現状と課題】を踏まえながら、次のとおり【市とコミュニティ運営協議会の取組】を進めていきます。

施策1. コミュニティ運営協議会の組織体制の確立

コミュニティ運営協議会が、地域の自治に関する活動を発展させ、地域における新たな公共の担い手となっていくためには、コミュニティ運営協議会の組織体制を確立させることが必要です。

効率的な組織体制の構築を図ることは各コミュニティ運営協議会の自治によって行われるべきですが、市としても次のとおり、コミュニティ運営協議会の担い手となる人材育成の取組を促進し、組織体制の確立に向けた支援を図るものとします。

取組（１）各種団体との連携

【現状と課題】

市民アンケートの結果から、コミュニティ運営協議会の認知度が上がっていない、また、コミュニティ運営協議会と既存の地域団体との関係性の整理が十分でないという現状があります。

市民や地域団体にコミュニティ運営協議会に対する理解を深めてもらうため、コミュニティ運営協議会の組織としての位置づけや役割について周知を行い、連携を図ることが課題となっています。

また、コミュニティ運営協議会の活動に参画する団体が固定化されているため、新たな担い手となる団体の連携も課題となっています。

【市の取組】

コミュニティ運営協議会の運営が円滑に進み、かつ、活性化するよう、市と地域とで協議をしながらコミュニティ運営協議会及びその他の地域団体がこれまで以上に連携して活動できるよう支援します。

【コミュニティ運営協議会の取組】

各コミュニティにおいて、部会に所属する機能団体については、その専門性や企画力、機動力を活かし、コミュニティ運営協議会のなかで自治会と連携し、活動していくことで、お互いの特性を最大限に活かした事業を展開することが可能となります。

コミュニティ運営協議会を中心として、自治会が持つ動員能力と機能団体等が持つ専門性を活かした、効果の高い事業を展開していきます。

学校や警察、消防に加え、地域で活躍する事業所等も新たなコミュニティの担い手として参加してもらえよう、連携を探ります。

取組（２）人材の発掘と担い手の育成

【現状と課題】

コミュニティ運営協議会とその活動が、新陳代謝を繰り返しつつも持続可能な組織として定着するためには、地域の人材を発掘、育成することが重要です。

コミュニティセンターで開催されている主催講座において、可能なものはコミュニティ運営協議会と共催することで支援を行っていますが、今後もコミュニティ運営協議会が安定して組織運営や事業展開を行うための人材の発掘と育成が課題となっています。

また、専門的な課題に取り組むためには、自治会やNPOなどの組織や団体と連携し、解決していくことで人材の育成につなげていく必要があります。

【市の取組】

市では、コミュニティセンターにおける主催講座をはじめとした各種講座を活用し、地域における活動の担い手となる人材を発掘し、育成する事業を行っていきます。また、主催講座などの各種講座については、企画段階からコミュニティ運営協議会に参画してもらい、可能なものについては講座の開催をコミュニティ運営協議会との共催により実施することで、企画、運営能力をもつ地域リーダーの育成を図っていきます。

この他、国や県において開催される研修会の情報提供を行うなど、地域活動の担い手の発掘やスキルアップを図るため各種支援を継続して実施していきます。

また、一部のコミュニティ運営協議会ではサポーター制度の創設が進められているところですが、いずれのコミュニティ運営協議会においても人材の確保・育成は喫緊の課題であることから、市としてもサポーター制度の創設を推奨していきます。

【コミュニティ運営協議会の取組】

コミュニティ運営協議会の活動に興味を持っている個人の存在にも着目し、その人たちが役員・部会などで活躍できるように受け入れ態勢を作ることが大事です。

コミュニティ運営協議会の活動を広くPRしていくなかで、知識や経験を有し、まちづくりに興味を持つ個人にも参加や発言の機会を与えることも必要です。

取組（３）事務局体制の強化

【現状と課題】

地域コミュニティづくり交付金制度の創設後、各コミュニティ運営協議会において事務局長や事務局員の配置により組織の安定化が図られています。

しかし、人材不足により、どのコミュニティ運営協議会においても、既存の事業を行うのに手いっぱい、地域課題を解決するための時間や人手が足りていないことがわかっています。

今後コミュニティ運営協議会の自主運営を確立するためには、効率的な事業運営を行うことと、事務職員や会長をはじめとする役員の交代により、一時的に不安定な状態にならないよう人材の育成や職員からの支援体制を整えていく必要があります。

また、コミュニティ運営協議会で取り扱う情報が増えており、特に個人情報については適切な管理が求められています。

【市の取組】

コミュニティ運営協議会の自主運営に向けて、コミュニティセンターの職員が協力し、コミュニティ推進課の職員を地域担当職員として位置づけます。必要に応じてコミュニティ運営協議会の事務局への人的支援についても検討を行います。

また、コミュニティ運営協議会が管理する情報のうち、個人情報については、適正な保護と管理がなされるよう市から必要な助言を行います。

【コミュニティ運営協議会の取組】

効率的な運営を行うために、事業を行う前の打ち合わせや、終了後の振り返りで積極的に意見を出し合い、負担がかかりすぎないように工夫することが大切です。

施策２．コミュニティ運営協議会の自主運営の促進

コミュニティ運営協議会の活動を充実させるためには、活動の担い手となる人材の確保とともに、活動の拠点施設と財源の確保が必要となります。

コミュニティ運営協議会の将来展望に基づき、いずれの地域においても自主運営が行えるよう、市として次のような支援にあたるものとします。

取組（１）コミュニティセンターの役割の整理

【現状と課題】

コミュニティセンター及びコミュニティセンター職員の役割や、コミュニティ運営協議会との関わりが不明確であるという現状があります。

コミュニティ運営協議会の自主運営を目指し、コミュニティセンターの役割を踏まえた支援のあり方が課題となっています。

【市の取組】

コミュニティセンターは、市が管理・運営する多目的施設であり、次のような役割を担います。

- ①地域住民の交流の場（ふれあいコーナー、学習コーナーなど）
- ②地域活動の拠点施設（会議やイベントなどの会場）
- ③生涯学習の地域拠点（主催講座の実施など地域の人づくり）
- ④地域防災の拠点施設（市が開設する一次避難所）
- ⑤市の出張所（住民票の写し、印鑑登録証明書など証明書の発行事務など）

コミュニティセンターの職員は、地域コミュニティづくりの推進に向け、次のような役割を担います。

- ①コミュニティセンターを地域住民が気軽に集まれる場所にするよう努め、主催講座等を通して、地域活動に参加する機会を増やすことによって、地域人材の発掘、育成を行います。
- ②コミュニティ運営協議会と連携、協力し、事業や地域の人づくり等の支援にあたるものとします。

取組（２）地域まちづくり計画の推進

【現状と課題】

地域まちづくり計画のチェック体制や内容の周知が十分でないという現状があります。

地域まちづくり計画はその期間を 10 年とする中長期の計画となっていることから、進捗状況を把握するとともに計画内容と実態との整合性を確認する体制の構築が課題となっています。

【市の取組】

各コミュニティ運営協議会において策定された地域まちづくり計画について、社会情勢の変化等により当初計画した内容と実態との間にずれが生じることがあるため、進捗管理や内容の見直しにあたっての取組を支援します。

【コミュニティ運営協議会の取組】

地域まちづくり計画は、策定から一定期間を経過し、計画の内容と実態に差異が生じている状態が見受けられるため、新たな事業の追加や役割を終えた事業の廃止、環境の変化など現在の状況に合わせた計画への見直しが必要です。

取組（３）財源の充実と効果的な運営

【現状と課題】

一部のコミュニティ運営協議会においては区域内の自治会等からの負担金などにより自主財源を確保しているところもありますが、その財源について、多くは市からの交付金や補助金を見込んでいます。コミュニティ運営協議会の自主運営を図るうえで、市の交付金、補助金以外の財源確保を検討するとともに、効率的な運営に向けた事業見直しの取り組みなどが必要です。

【市の取組】

地域活動の活性化を図るため、コミュニティ運営協議会と協議を行いながら、必要に応じて交付金や補助金の見直しについて検討します。

また、コミュニティ運営協議会が限られた予算、人員で活動を行うにあたって効率的に運営できるよう、協働で検証を行います。

【コミュニティ運営協議会の取組】

自治会や事業所との連携で行う事業に関し、自治会や事業所からの財政的な支援も視野に入れるとともに、地域の資源や人材を活用、地域の課題を解決するために、自主財源の確保について検討することが必要です。

施策3. 協働事業の実施

総合計画を達成するためには、各分野の課題について市と地域コミュニティが協働で取り組み、一体となって地域づくりを進めていく必要があります。

地域コミュニティと協働事業に取り組むため、各分野の所管課と協議を行いながら、次のような取り組むべき事業の整理、提案を行っていきます。

【現状と課題】

各分野において行政と地域コミュニティがそれぞれの意思により政策・事業が展開されていますが、それぞれの役割分担が明確でないため、重なる事業や施策のすきまが生じている可能性があります。各所管課が、総合計画の施策を地域と一緒に目標達成する意識を持ち、防災や地域包括ケアなど行政でできること、地域でできることの範囲を確認しながら効果的に施策を進めていくことが必要です。

総合計画の目的を達成するためには、行政からの一方通行の依頼や動員を整理し、行政と地域コミュニティがそれぞれの持ち味を活かして連携することにより、事業の相乗効果を狙います。

一方で警察や消防、社会福祉協議会、小中学校など各分野での団体がそれぞれに連絡会等を組織し、コミュニティ運営協議会に会議や活動への参加を依頼することで、負担が重くなるとともに、関係が分かりにくく非効率になっています。各組織・団体との関係を整理・統合し、重複や非効率性を解消するための取り組みが必要です。

また、特に防災や地域包括ケア、健康増進、子育て支援等の分野においては、各協議会の部会同士で行う情報交換の場に、所管課も参加し連携を図る必要があります。

【市の取組】

第二次基本構想では、望ましい地域コミュニティの姿として、「コミュニティ運営協議会を中心に、市民・自治会・団体が互いに自立し、連携しあう地域コミュニティ」を掲げています。

市としては、各地域の自主的な活動を支援するほか、市と地域コミュニティとの協働により、共に地域における公共的な役割を果たすことを提案していきます。

市から協働による取組を提案する項目は、次のとおりとします。

○市と地域が協働で行っていく取組

() 内は所管課

①防犯に関する取組（危機管理課）

市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向け、各地域の自主活動として行われる防犯パトロールの実施について、青パトの貸し出しやのぼり旗の配布、情報提供などの支援を行います。

また、地域で管理している防犯灯及び防犯カメラの設置について補助金を交付し、支援します。

②防災に関する取組（危機管理課）

地域と連携した災害につよいまちづくりのため、災害時の防災活動や避難所の運営などについて、相互協力体制の確立を目指します。

災害発生時の情報発信や、地震及び風水害等に対する普段の備えや、実際に災害が起きたときの対処法など、防災意識を高めるために防災について知識を持った職員を派遣して出前講座を実施する等の支援を行います。

③交通安全の推進に向けた取組（危機管理課）

市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向け、地域の自主活動として行われている小学生等の登下校時での交通指導や、のぼり旗の配布などについて支援を行います。

④地域公共交通に関する取組（企画政策課）

各地域コミュニティの公共交通に係る実情を踏まえ、地域住民の交通利便性を高める取組について、市とコミュニティ運営協議会とで連携し検討を行います。

⑤健康づくりに向けた取組（健康推進課）

市民が「自分の健康は自分で守る」ことを意識し、主体的に実践できるよう、健康づくりに向けた取組について検討を行います。

コミュニティ運営協議会と協議のうえ、介護予防等の地域活動を推進できるよう、知識を持った職員や健康づくりサポーターを派遣するなどの支援を行います。

⑥子どもと子育て家庭にやさしい環境づくりの取組 （こども政策課、生涯学習課、学校教育課）

子どもと子育て家庭への支援策として、子どもや、子育て中の親子が集う地域の居場所づくりを進めるため、コミュニティ運営協議会と協議のうえ、自治公民館、コミュニティセンター、学校等での子どもの居場所づくりを推奨するとともに、地域からの相談に対する助言や知識を持った職員を派遣するなど活動への支援を行います。

⑦災害時における高齢者や障がい者等への支援の取組（生活福祉課、危機管理課）

災害時に何らかの手助けを必要とする高齢者、障がい者等を把握し、災害発生時等に円滑な避難行動が行えるよう、支援体制の確立を目指します。

コミュニティ運営協議会と協議のうえ、支援制度の周知や、日頃から要支援者の状態の確認、声かけなどについての取組を支援します。

⑧高齢者にやさしいまちづくりの取組（高齢者支援課）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指し、高齢者を含めたすべての世代による住民参加の見守り活動や生活支援など、生活に身近な地域における支え合いの仕組みの確立について検討していきます。

地域の特色や実態に即した仕組みとなるよう、地域の社会資源を把握し、情報発信していくとともに、関係団体等と協議しながら、啓発のための学習会の開催や、認知症サポーターなどの人材育成を行っていきます。

⑨空き家対策に関する取組（建築課）

地域が困っている空き家の問題で地域独自で行う取組について、地域で連絡先を把握していない所有者に連絡を行うなど必要な支援を行います。

市内の空き家状況を把握するために、地域活動等を通じて把握している空き家情報の提供を依頼します。

⑩公園・里道・水路等の公共施設の維持管理の取組（管理保全課）

地域における身近な公共施設としての公園・里道・水道等で、草刈りや清掃等地域住民の主体的かつ自主的な活動について支援を行います。

⑪地域美化活動の支援（環境課）

地域で実施する地域美化活動において、ごみ袋の提供やごみ収集車の手配等の支援を行います。

⑫農業用施設の維持管理の取組（農政課）

受益者2名以上となる農業用施設（農道や農業用水路・ため池など）の維持管理について、市として必要な支援を行います。

⑬コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進（学校教育課、生涯学習課）

地域の代表者等が参画する学校運営協議会において、教育目標や地域課題等を協議し、地域と学校で目標やビジョンの共有を図るとともに、地域と学校がパートナーとなり、地域全体で子どもたちの成長を支える活動を推進します。

⑭文化やスポーツを通じた地域の交流活動の促進（文化・スポーツ振興課、文化財課）

コミュニティにおいて文化・スポーツの受け皿づくりを進め、地域の特色を活かした取組を検討していきます。

また、コミュニティ運営協議会と協議のうえ、歴史や文化、スポーツなどの各種活動の実践を支援するために、関係団体や人材の紹介などの支援を行います。

⑮人権尊重のまちづくりの推進に向けた取組

すべての市民が心豊かで、自分らしくいきいきと暮らせる人権尊重社会の実現に向けて、地域の実情に応じた人権啓発・教育等の取組を実施していきます。

コミュニティ運営協議会と協議のうえ、昭和 56 年から継続している人権問題市民懇談会をはじめ、人権に関する学習会の開催等、必要に応じた支援を行います。

施策4. 地域と市との連携

現在、各コミュニティ運営協議会の間において事務局長や各部長による情報交換を定期的に行っています。

それぞれのコミュニティ運営協議会における活動や、地域における取組のノウハウを共有化し、お互いを先進地としつつ、筑紫野市全体として地域活動の活性化を図るためにも、今後もコミュニティ運営協議会間の情報交換が積極的に行われるよう支援します。

また、各情報交換の場においては、必要に応じて職員が出席し、市が持つ情報や方針を提供しつつ、行政と役割分担、連携が図れるような環境を作ります。

市と地域、地域間、そして、地域内における情報・意見交換については、次のような取組が進められるよう、関係機関・団体と協議し、調整にあたるものとします。



取組（１）行政窓口の整理

【現状と課題】

市と地域の連携、協力のため、市とコミュニティ運営協議会で定期的に情報交換を行うことが必要です。

市からのコミュニティ運営協議会に対する提案や依頼は、コミュニティ連絡会を通じて行われていますが、自治会に対して直接依頼した際に、自治会長や市民からの問い合わせにコミュニティ運営協議会が対応できない場合があります、是正を指摘されています。

【市の取組】

コミュニティ運営協議会の活動が円滑に進められるよう、地域コミュニティに関する行政の窓口を整理しながら、今後も所管課と連携し情報の共有化を進めます。

市の方針としては、コミュニティ全体の意見はコミュニティ運営協議会で取りまとめるものとし、運営委員会の承認のもと市に提案することを推奨しています。コミュニティ運営協議会からの意見や提案は、コミュニティ推進課が窓口として受け付け、庁内の調整にあたるものとします。

また、市からコミュニティ運営協議会に対する提案や、情報の周知を依頼する場合においては、各コミュニティ運営協議会の運営委員会を通じて、地域内の各種団体等への周知や、調整にあたるものとします。

取組（２）コミュニティ運営協議会相互の情報交換

【現状と課題】

第二次基本計画から、各コミュニティ運営協議会の横の連携を充実するために、事務局長、防犯防災部会長、福祉部会長による情報交換会を定期的に行い、他コミュニティの活動を参考にしつつ、独自の取組が始まっています。

【市の取組】

コミュニティ運営協議会相互の情報交換により活動の活性化を図るため、各コミュニティ運営協議会の会長が出席するコミュニティ連絡会が設置され、市から７つのコミュニティ運営協議会に対して周知または提案を行う案件については、この会議の場において行っています。

また、コミュニティ間の情報交換に加え研修等の強化を図るため、定期的に事務局長や各部会長が出席する会議が開催されており、各コミュニティ運営協議会の経験やノウハウの共有が行われています。これにより安定的な組織運営につなげることができ、また、各コミュニティ運営協議会から求められているコミュニティ間の情報交換に対する支援につながっています。今後も必要に応じて情報交換の場を設けていきます。

【コミュニティ運営協議会の取組】

情報交換会に出席し、他のコミュニティ運営協議会のノウハウを内部で共有し、今後の活動に活かしていきます。

施策5. 広報・啓発の促進

共助社会の理念について浸透を図るには、文字や絵図などの情報にのみ頼るのではなく、実際にコミュニティ運営協議会の活動に参加してもらい、その活動を通じて地域コミュニティづくりの利点を体感してもらうことが効果的です。

上記の考え方を踏まえ、本計画における広報・啓発活動については、初めに、コミュニティ運営協議会の存在と活動を知ってもらい、次に、コミュニティ運営協議会の活動をはじめ地域活動への参加を呼びかけ、活動への参加を通じて共助社会の理念の浸透を図ることを目指すものとします。

また、コミュニティ運営協議会と市が連携し、協働の取組を進めるためには、これまで市が行ってきた地域コミュニティづくりの取組やコミュニティ運営協議会の活動などに対する市職員の認識を高める必要があります。

市民、そして、市職員の意識啓発のため、市としては、次のように取組を進めるものとします。

取組（１）コミュニティ運営協議会に対する認知度の向上

【現状と課題】

コミュニティ運営協議会が設立された平成 27 年度時点と比較し、コミュニティ運営協議会を知っている（活動内容を知っている）市民の割合は増加していますが、未だ認知度が十分に高まっているとは言えない状況です。

コミュニティ運営協議会において、今後も持続的な活動を展開するにあたり、地域住民の理解、そして地域内の団体の理解を得ることが何よりも重要です。各コミュニティ運営協議会においても広報委員会の設置、コミュニティだよりの作成、ホームページの開設など情報発信に関する取組が行われているところですが、市としても積極的に広報活動を行っていくことが課題となっています。

○広報活動の充実

【市の取組】

地域コミュニティについては、子どもから高齢者までのあらゆる人々に対して広報活動を展開していく必要があります。このため、次のように広報活動を実施していくものとします。

■市の広報活動

区分	内容
①広報ちくしの	・市民全体への広い情報発信のため、継続した啓発を検討するとともに、コミュニティ運営協議会から取材の要請があった活動、その他主要なイベントなどについて記事を掲載します。 ・地域コミュニティにかかる特集記事を作成し、掲載します。
②市SNS	・迅速な情報発信を目的として、コミュニティ運営協議会についての情報を発信します。
③コミュニティ情報コーナーの設置	・地域活動について関心を持つ方に対しての情報発信のため、いずれのコミュニティセンターにおいても、全てのコミュニティ運営協議会に関する情報を手に入れることができるよう、コミュニティ運営協議会が独自に発信している広報紙を設置します。 ・コミュニティ運営協議会について、いつでも詳細な情報を提供できるよう、行事予定表、活動報告、事業案内チラシなどを設置します。
④市ホームページ	・地域コミュニティについて詳細な情報を伝えることができるよう、地域コミュニティづくりの趣旨、これまでの経過、現況、今後の方向性について記事を掲載します。 ・コミュニティ運営協議会の年間行事予定表を掲載します。 ・コミュニティ運営協議会の主要なイベントのうち、特に多くの参加者が見込まれるものについては、市のイベントカレンダーへ掲載します。 ・コミュニティ運営協議会のホームページとの外部リンクを設定し、詳細な情報を提供できるようにします。
⑤メディアへの情報提供	・コミュニティ運営協議会の取組を効果的に市内外へ発信するため、新聞、テレビなどの各種メディアに対して、コミュニティ運営協議会の主な活動についての情報を提供し、取材を要請します。

【コミュニティ運営協議会の取組】

広報誌やホームページを活用し、積極的に広報活動に取り組んでいきます。

○市民意識の高揚

【市の取組】

コミュニティ運営協議会の活動への参加や体験を通じて、地域コミュニティづくりの理解者や協力者の増加を目指すと共に、地域と連携して各行政区の自治会等や各種団体への説明会や研修会を実施するなど、コミュニティ運営協議会や共助社会づくりへの理解を促進する取組を行います。

取組（２）職員の意識啓発

【現状と課題】

市とコミュニティ運営協議会との連携、協力を進めていくためには、コミュニティ施策の必要性や意義を職員一人一人がしっかりと理解する必要があります。

パートナーシップ協定による協働関係にあることや、区長業務と自治会業務の違い等、現在の自助・共助・公助の関係に基づき、それぞれの特性を活かした事業を行っていく意識を持つことが大事です。

【市の取組】

市職員を対象とする研修を実施し、地域コミュニティづくりにかかる認識を深めるとともに、各担当業務においてコミュニティ運営協議会の活動を意識した取組を行います。

総合計画を達成するためには、市の取り組みだけでなく、個人や自治会、コミュニティ運営協議会との連携による取り組みが必要不可欠です。全職員に対しコミュニティ運営協議会の活動内容を周知するとともに、コミュニティに関する資料をまとめた冊子を作成、全庁に配布し、理解を深めます。

また、コミュニティ運営協議会が実施する活動に市職員の参加を呼びかけます。市職員が活動に参加することで、地域の実態を理解するとともに、地域との距離が近くなることが考えられます。さらに、市職員としての視点でアドバイスを与えることで、地域の活性化が期待できます。

施策6. コミュニティ区域の再編

○二日市コミュニティの再編

【現状と課題】

現在、筑紫野市を7つの区域に分け、それぞれにコミュニティ運営協議会が組織され、活動しています。その中で、3つの小学校区を持つ二日市コミュニティでは、会議や事業等、運営する面で難しい点があることから、小学校区毎にコミュニティ運営協議会を設立する取組が始まりました。

【市の取組】

現在の二日市コミュニティ区域を小学校区毎に区域を再編し、コミュニティ運営協議会の活動拠点であるコミュニティセンターを整備します。また、新たにコミュニティ運営協議会を設立するにあたって各種支援を行います。

3. 施策の推進に向けて

(1) 第三次基本計画の周知

地域コミュニティ施策を効果的に推進するためには、将来ビジョンや、施策の方向性などについて、市民や関係機関・団体など、地域コミュニティづくりに関係する全ての人が共通の理解を持つことが重要です。

このため、市の広報やホームページ、関係する施設などを通じて、本計画を公表し、市全体で目指す地域コミュニティ施策の方向性について幅広く周知します。

(2) 庁内組織の連携強化と第三次基本計画の進行管理

本計画に掲げた施策を着実に推進していくため、庁内の連携の強化に努めます。

主に、コミュニティ推進課がコミュニティ運営協議会と各所管課に対して情報を共有し、地域と市の連携について調整を行います。

また、本計画の進捗状況について、コミュニティ運営協議会との意見交換を実施します。意見交換の結果については、関連する計画等との調整や連携を図り、施策に反映させるよう検討します。

コミュニティ運営協議会の連絡会や事務局長会議、部会での会議の場に必要な応じて各所管課の職員が出席し、情報の共有を行います。

(3) 市と地域との協働の推進

平成 28 年度に、市と地域住民や地域で活動する各種団体が、より安全で安心なまちづくりを目指し、対等なパートナーとして、お互いの特性を活かしながら協働によるまちづくりを進めるため、パートナーシップ協定を締結しました。

また、各コミュニティ運営協議会では、それぞれのコミュニティで策定された地域まちづくり計画に基づき事業がすすめられています。その中で見えてくる地域の課題、及び市が考えている課題について、協働で取り組むための協議を行い、検討を進めていきます。

(4) 自助・共助による持続可能な体制の構築に向けて

コミュニティ運営協議会の将来展望で示した自主運営期に向けて、市とコミュニティ運営協議会とで協議をしながら、以下の取組みを進めていきます。

○事業の検証

コミュニティと自治会で同じような事業を実施していないか等、効率的な運営に向けて検討します。

○役割の検証

コミュニティと自治会の役割を整理し、それぞれの負担を軽減できないか検討します。

○災害対応の検証

特に大規模災害時の避難誘導等について、コミュニティと自治会の役割、取組みを検討します。

○組織の検証

部会の再編など、効率的な組織体制を検討します。

○集中と選択

防災、福祉、教育の分野に重点的に取り組む施策を検討します。

參考資料

筑紫野市 ●●コミュニティ パートナシップ協定書

筑紫野市（以下「甲」という。）と●●コミュニティ運営協議会（以下「乙」という。）とは、市、地域住民及び地域で活動する各種団体の協働により、より安全で安心なまちづくりを目指す地域社会を築いていくことを目指し、「筑紫野市コミュニティ推進条例」第8条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

情報の共有と適正管理)
条 甲と乙は、定期及び必要に応じて臨時に協議の場を設け、地域に係る情報を共有するよう努めるものとする。
こは、甲から提供された情報について、個人情報保護の観点から適に管理しなければならない。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が対等なパートナーであることを認識し、双方が持つ特性を理解して認め合うとともに、協働によるまちづくりを進めていくことを目的として必要な事項を定めるものとする。

協定の期限）

条 この協定は、1年間有効とする。ただし、期限満了の2ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除の申出がない場合は、更に1年間、協を延長するものとし、以後この例による。

（甲の役割）

第2条 甲は、乙に対して筑紫野市地域コミュニティづくり交付金による財政支援を行うとともに、甲乙協議の上、人的支援、物的支援及び情報支援を行うものとする。

その他）

条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたきは、甲乙協議の上、定めるものとする。

協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、1通を保有する。

（乙の役割）

第3条 乙は、地域の自主的かつ自律的な活動又は市との協働によって、より安全で安心なまちづくりを目指すため、おおむね次に掲げる活動に取り組むものとする。

- (1) 地域の防犯及び防災に関する活動
- (2) 地域の環境美化及び保全に関する活動
- (3) 地域の福祉の向上に関する活動
- (4) 地域の青少年健全育成、人材育成及び教育に関する活動
- (5) その他地域コミュニティの推進に関する活動

2 前項に規定する活動の詳細については、甲乙協議の上、別に定める。

甲	筑紫野市石崎一丁目1番1号 筑紫野市 代表者 筑紫野市長
乙	筑紫野市（所在地） ●●コミュニティ運営協議会 代表者 会長

第三次筑紫野市地域コミュニティ基本計画

編 集：福岡県筑紫野市

市民生活部コミュニティ推進課